

資料3 - 4

苦情処理・監視専門調査会及び影響調査専門調査会におけるこれまでの取組

1. 苦情処理・監視専門調査会

(1) 苦情処理関係

男女共同参画に関する施策についての苦情の処理及び人権侵害における被害者の救済に関するシステムの充実・強化について（平成14年10月17日男女共同参画会議意見決定）

(2) 監視関係

政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況の監視に関する調査検討結果について（平成13年度）（審議会、女性国家公務員、仕事と子育ての両立支援）（平成14年7月15日男女共同参画会議意見決定）

男女共同参画にかかわる情報の収集・整備・提供に関する調査検討結果について（平成15年7月16日男女共同参画会議意見決定）

男女共同参画の視点に立った政府開発援助（ODA）の推進について（平成16年4月23日男女共同参画会議意見決定）

国際規範・基準の国内への取り入れ・浸透について（平成16年7月28日男女共同参画会議意見決定）

2. 影響調査専門調査会

「ライフスタイルの選択と税制・社会保障制度・雇用システム」に関する報告について（平成15年1月21日男女共同参画会議報告）

「ライフスタイルの選択と雇用・就業に関する制度・慣行」についての報告について（平成16年7月21日男女共同参画会議報告）